# 今月のお知らせ 第335号



2月といえば節分ですが、季節の分かれ目 となるだけではなく、コロナウイルス生活の 分かれ目も来るといいですね。 TEL 043-241-6121 FAX 043-243-3430

URL <a href="http://www.osmk-ohb.co.jp">http://www.osmk-ohb.co.jp</a>

令和4年2月1日

代表社員 大 嶋 幸 児

コロナが出回り始めて 3 年目の冬を迎えますが、国立感染症研究所のデータによりますとコロナ前である 2018 – 2019 年のシーズンでインフルエンザ感染者数は 1200 万人を超えていたそうです。同研究所のウェブサイトではインフルエンザの感染状況を可視化できる警報・注意報マップが掲載されているのですが、今年はどの都道府県にもアラームが出されていません。対コロナも対インフルエンザも引き続き地道にできる感染対策を心掛けたいと思います。

## ●免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aの公表

1月19日に財務省や公正取引委員会などが共同で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表しました。その中で、対応によっては独禁法に抵触するリスクがある場合が説明されており、慎重な対応が必要のようです。

- 1 取引対価の引下げ 取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。 しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。
- 2 **商品・役務の成果物の受領拒否等** 取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、 仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを 理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け 入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。
- 3 協賛金等の負担の要請等 取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実

施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 **購入・利用強制** 取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

5 **取引の停止** 事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

### ●事業復活支援金

中小企業や個人事業主を対象に事業復活支援金の受付が 1 月 31 日から開始されました (期限は 5 月 31 日まで)。https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

算定式は下記の通りとなっています。基準期間の売上高が 11 月から 3 月の 5 か月間で比較するので、対象月の売上高も 5 倍することになります。

不正受給が社会的な問題となっていますので慎重な検討が必要ですが、該当する 場合には申請してみてはいかがでしょうか。

#### < 算出式 >

## 給付額 = (基準期間※2の売上高) - (対象月※3の売上高) ×5

- ※2 基準期間とは、「2018年11月~2019年3月」、「2019年11月~2020年3月」、「2020年11月~2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間
- ※3 対象月とは、2021年11月~2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が 50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月